

八雲町投票立会人募集要項

1 目的

有権者に選挙を身近に感じてもらうとともに、選挙に対する関心を高めてもらうため、各選挙の当日投票所及び期日前投票所における投票立会人（以下、「立会人」という。）を募集するもの。

2 業務内容

投票所において、投票事務の執行が公正に行われているよう立ち会うこと。

3 応募資格

八雲町内に住所を有し、八雲町の選挙人名簿に登録されている者。

4 応募方法

- (1) 投票立会人登録申込書に必要事項を記入し、持参、郵送又はEメールのいずれかにより八雲町選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）に応募する。
- (2) 北海道電子自治体共同システムの簡易申請を用いて必要事項を記入し、選挙管理委員会に応募する。

5 募集期間

募集期間は、令和5年8月1日から通年、受付とする。

6 登録期間

登録期間は、登録されてから無期限とする。

7 登録事項の変更等

登録事項に変更があったとき、又は登録を辞退したいときは、以下の方法のいずれかにより選挙管理委員会に届出しなければならない。

- (1) 投票立会人登録変更・辞退届の変更等事項を記入し、持参、郵送又はEメールのいずれかにより選挙管理委員会に届出する。
- (2) 北海道電子自治体共同システムの簡易申請を用いて変更等事項を記入し、選挙管理委員会に届出する。

8 選任方法

申込みがあった者のうち、応募資格の要件を満たす者を投票立会人登録者（以下、「登録者」という。）として登録者名簿に登録する。

選挙時には、各登録者と日程調整のうえ、立会人に選任する。

ただし、登録者が多数の場合は、立会人に選任されないこともある。

9 立会詳細

(1) 期日前投票所

期 間	選挙の公示（告示）日の翌日から投票日前日までの期間のうち指定された日
場所及び 時間等	別紙1のとおり
人 数	2人／各期日前投票所
報 酬	日額 9,600 円。ただし、立会時間が7時間未満の場合 4,800 円。 ※報酬額から所得税を控除する ※基準により別途、交通費支給
そ の 他	① 1日のうち午前又は午後のみでの立会を可能とする。なお、投票所を閉じる時間が午後8時の場合は、午後2時15分、午後6時の場合は、午後1時15分、午後5時の場合は、午後0時45分を交代時間とする。 ② 熊石総合支所及び落部支所の区域以外にお住まいの方は、「八雲町役場」及び「八雲町公民館」の立会となり、なお、いずれかの期日前投票所を選択することはできないこととする。 ③ 熊石総合支所の区域にお住まいの方は、熊石総合支所の立会とする。 ④ 落部支所の区域にお住まいの方は、落部支所の立会とする。

(2) 当日投票所

期 間	投票日当日
場所及び 時間等	別紙1のとおり
人 数	2人／各投票所
報 酬	日額 10,900 円。ただし、立会時間が7時間未満の場合 5,450 円。 ※報酬額から所得税を控除する ※基準により別途、交通費支給
そ の 他	① 1日のうち午前又は午後のみでの立会を可能とする。なお、投票所を閉じる時間が午後8時の場合は、午後1時30分、午後6時の場合は、午後0時30分を交代時間とする。 ② 原則、申込者が登録されている選挙人名簿の投票区の投票所の立会となります。

10 応募・問合せ先

八雲町選挙管理委員会事務局（八雲町役場内）

〒049-3192 二海郡八雲町住初町 138 番地

電話番号：0137-62-2111（内線 350・351）

Eメール：senkan@town.yakumo.lg.jp

別紙1【期日前投票所・当日投票所一覧】

(1) 期日前投票所

投票所名	投票所の開閉時刻	
	開く時刻	閉じる時刻
八雲町役場	午前8時30分	午後8時00分
八雲町公民館	//	午後6時00分
熊石総合支所	//	//
落部支所	//	午後5時00分
移動期日前投票所（上八雲地域など）	未定	未定

(2) 当日投票所

区分		投票所の開閉時刻	
投票区	投票所名	開く時刻	閉じる時刻
第1投票区	八雲小学校体育館	午前7時00分	午後8時00分
第2投票区	八雲町民センター	//	//
第3投票区	東部生活館	//	//
第4投票区	東部児童会館	//	//
第5投票区	内浦町1区会館	//	午後6時00分
第6投票区	内浦生活館	//	//
第7投票区	黒岩会館	//	//
第8投票区	山崎1区会館	//	//
第9投票区	花浦1区会館	//	//
第10投票区	立岩2区会館	//	//
第11投票区	春日会館	//	//
第12投票区	大新会館	//	//
第13投票区	熱田会館	//	//
第14投票区	浜松地区生活改善センター	//	//
第15投票区	山越中央会館	//	//
第16投票区	野田生会館	//	//
第17投票区	東野1区会館	//	//
第18投票区	落部レクリエーションセンター	//	//
第19投票区	栄浜会館	//	//
第20投票区	熊石相沼和みの家	//	//
第21投票区	熊石総合センター	//	//
第22投票区	熊石泊川児童館	//	//
第23投票区	熊石鮎川生活館	//	//
第24投票区	熊石畳岩振興会館	//	//
第25投票区	熊石総合支区	//	//
第26投票区	熊石鳴神生活改善センター	//	//
第27投票区	熊石関内生活改善センター	//	//